

## 民法の判例から

## ケース（1）：芸娼妓契約の効力

## 【事実関係】と【判旨】

1. XとYは、消費貸借契約を結んだ。Xは貸主で、Yが借主である。Xは、Yに4万円を貸した。
2. XとYは、もう一つの契約（稼働契約）を結んで、借りたお金の返し方を決めた。その契約は、次のような内容だった：Yには、「ハルエ」という娘がいた。ハルエは、まだ未成年だった。他方、Xの妻は、料理屋を経営していた。Yは、ハルエにその料理屋で働かせることを、Xに約束した。そして、その給料の半分をXに返すことにした。
3. しかしハルエは、その料理屋で「芸娼妓（ホステス）」として、お客にサービスをしなければならなかった。半年後、Yの娘は料理屋から逃げてしまった。
4. 借金の返済はまだ終わっていなかったから、Xは、Yに対して債務の弁済を求めて、訴訟を提起した。
5. Yは、「娘を芸娼妓として働かせることは、公序良俗に違反するから、消費貸借契約も稼働契約も、共に無効である」と主張した。
6. 第一審は、Yの主張を認めて、Xの訴えを棄却した。
7. そこでXは、控訴した。控訴審は、「稼働契約は、公序良俗に反するから、無効であるが、消費貸借契約は、それとは無関係だから、有効である」と判断して、Yに対して、債務の弁済を命じた。
8. そこでYは、上告した。最高裁判所は、「本件には、消費貸借契約と稼働契約の2つの契約があるように見えるが、本当は1つの契約関係である。したがって、娘を芸娼妓として働かせることが公序良俗に反して無効であれば、消費貸借の関係もまた、無効である」と判断した。
9. そして、「XがYに貸した4万円は、不法な目的のために給付したお金だから、不法原因給付である。したがって、その返還を請求することは、民法第708条により、許されない」と判断し、控訴審の判決を破棄した。

\*\*\*

かんれんじょうぶん

## 【関連条文】

しょうひたいしゃくけいやく

## 民法第 587 条 (消費貸借契約)

しょうひたいしゃく どうじしゃ いっぽう しゆるい ひんしつおよ すうりよう おな もの へんかん やく  
 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約し  
 て相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生じる。

## มาตรา ๖๕๐

อันว่ายืมใช้สลับเปลี่ยนนั้น คือสัญญาซึ่งผู้ให้ยืมโอนกรรมสิทธิ์ในทรัพย์สินชนิดใช้ไปสลับไปนั้น เป็นปริมาณมีกำหนดให้ไปผู้ยืม และผู้ยืมตกลงว่าจะคืนทรัพย์สินเป็นประเภทชนิด และปริมาณเช่น เดียวกันให้แทนทรัพย์สินซึ่งยืมนั้น

こうじりょうぞく

## 民法第 90 条 (公序良俗)

おおやけ ちつじょ ぜんりょう ふうぞく はん じこう もくてき ほうりつこうい むこう  
 公の秩序または善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

## มาตรา ๑๕๐

การใดมีวัตถุประสงค์เป็นการต้องห้ามชัดแจ้งโดยกฎหมาย เป็นการพนันวิสัยหรือเป็นการขัด ต่อความสงบเรียบร้อยหรือศีลธรรมอันดีของประชาชน การนั้นเป็นโมฆะ

かんれんじょうぶん

## 【関連条文】

ふほうげんいんきゅうふ

## 民法第 708 条 (不法原因給付)

ふほう げんいん きゅうふ もの きゅうふ へんかん せいきゅう  
 不法な原因のため給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。  
 ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りではない。

## มาตรา ๔๑๑

บุคคลใดได้กระทำการเพื่อชำระหนี้ เป็นการอันฝ่าฝืนข้อห้ามตามกฎหมายหรือศีลธรรมอันดี ท่านว่าบุคคลนั้นหาอาจจะเรียกร้องคืนทรัพย์สินได้ไม่